

## 四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

四街道市国民健康保険税条例（昭和39年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書及び第21条中「58万円」を「61万円」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 改正後の四街道市国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。